

にもなるべし、夫をこぎ揚わけて、一本宛別畑に畦しなを拵へ、熟糞をかけ日に乾し切かへして、其所へ壹本づ、貳寸程づ、間置並べ植、水をかけ日覆ひをすべし、尤少し日もれ雨ももる、如くうすき薦を覆ひ家根にすべし、八月には覆を取べし、然すれば九十月頃には四五寸に伸べし、夫を霜月にはこぎ揚、横にかため、な、めに植、藁にて直に霜覆ひして、其冬置、翌春三月取出し、又畦を綿作のやうにいたし、それへ間八九寸置ならべ植、其年の夏の土用迄に、二度肥すれば、煙管のらを竹、筆の軸位には成長するもの也、其冬は其儘霜覆ひして、翌春の接木の臺とする也、
 扱翌春二月末三月上旬、枳穀の木の芽青くなりたる時、下にある圖のごとく、○ 圖 伸たる枳穀を土際貳寸程のこし鋸にてみな切べし、

〔廣益國產考一〕國產となるべき品々の事○中略

房州上總の南海手の山畑に蜜柑をうるゑ、田には土佐の國のごとく、二度稻を植たらんには、是又大ひなる國益ならんと年來思へども、其所の人は地力を盡したる心もちにて、別に利かたはなきものときはめめる也、右に論することく、東漸の常理なれば、數百年の後にはひらくる時節もあるなるべし、

〔草木六部耕種法十九頁〕柑類ハ其種類頗多シ先橘子ミカ、柑シチホク、枸櫞ユズ、包橘ユズ、柚子ダイダイ、橙ダイダイ、金橘キンカン、朱欒シュロ、紅柚ベニカン、瓜ウリ、哇ウツ、柑等皆悉熱帶ノ地ニ産スルノ物ニテ、第十三番以下氣候寒冷ナル國土ニ植ルトキハ、大抵皆其實ヲ需テ作ト雖ドモ、成熟スルコト能ハズ、翅ニ成熟スルコト能ハザルノミナランヤ、必變化シテ枳カラタチトナルコト多シ、故ニ樹藝ヲ業トスル者ハ、作物ニ應合スル氣候ノ番數ヲ知ラザレバ、或ハ勞シテ功ナキコト有リ、皇國モ西海、山陽、南海、東海諸州ハ、其培養ヲ懇到ニスルトキハ、柑類成熟スルコトヲ得ベシ、其他諸州ハ此ヲ植ベカラズ、凡柑類ノ種子ヲ植ニハ、正月中旬ニ軟沙ヤスナ或填土ウツチ肥良ナル畑ニ、一步二條ナル畦ヲ作り、善種ヲ撰テ疎チラシキ散蒔ニシテ土ヲ四五分覆ヒ、鋤ニテ壓付置ク